

# 今帰仁村特定事業主行動計画

平成20年3月

今帰仁村長  
今帰仁村議会議長  
今帰仁村教育委員会

# 今帰仁村特定事業主行動計画

## I 総論

### 1 目的

わが国では急速に少子化が進み、将来の国民生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

国、地方公共団体、事業主などが協力し、時代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、成長できるように平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。

今帰仁村の行政機関として、すべての職員が仕事と子育てが両立できるように「特定事業主行動計画」を策定し、働きやすい職場環境づくりを目指します。

### 2 計画期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間

### 3 計画の推進体制

- (1) 本計画を効果的に推進するため、各課長等は実施状況を把握・点検し今後の対策や計画の見直し等を図る。
- (2) 管理職や職員に対し次世代育成支援対策の内容について周知徹底する。
- (3) 仕事と子育ての両立についての相談や情報提供を適切に実施するために担当者を配置する。

## II 具体的な内容

### 1 勤務環境に関する事項

- (1) 妊娠中及び出産後における配慮
  - ① 妊娠中の職員に対し、母性保護のため特別休暇等の制度について資料提供等を行い周知徹底を図る。
  - ② 出産費用の給付など経済的支援措置について周知徹底を図る。
  - ③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し業務分担の見直しを図る。
  - ④ 妊娠中の職員に対しては、原則として時間外勤務を命じないこととする。
- (2) 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進

子どもの出生時における父親に対しては、特別休暇を取得しやすいように職場全体で促進する。

### (3) 育児休業等を取得しやすい環境づくり

- ① 育児休業等に関する資料を各課等に配布し制度の周知を図る。特に男性職員の取得促進について周知徹底を図り意識改革を行う。
- ② 妊娠を申し出た職員に対し、育児休業の制度・手続きについて説明を行う。
- ③ 育児休業及び部分休業に対する職場の意識改革を進め、育児休業等を取得しやすい雰囲気をつくる。
- ④ 育児休業中の職員が円滑に職場復帰できるように職場の情報や資料等の送付を行う。
- ⑤ 課内の人事配置等により、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、賃金職員を活用するなど適切な代替要員を確保する。

### (4) 時間外勤務の縮減

- ① 時間外勤務の状況を各課長が把握し、時間外勤務の多い職員に対しては職場全体で負担を減らすように改善に取り組む。
- ② 小学校就学の始期に達するまでの子供のいる職員が、子どもと接する時間を確保するために事務の簡素合理化を推進する。
- ③ 時間外勤務の縮減のために、管理職をはじめとする職場全体で認識を深めるとともに、安易に時間外勤務が行われないように意識啓発等の取り組みを行う。
- ④ その他  
健康診断の実施等、職員の健康面における配慮を充実させる。

### (5) 休暇の取得の促進

- ① 有給休暇の取得の促進
  - ア 人事担当課においては職員の有給休暇の取得状況を定期的に把握し、取得率の低い課等については計画的な年次休暇の取得を指導する。
  - イ 職員が安心して有給休暇を取得できるように、定期的に取得促進を促し意識改革に努める。
  - ウ 子どもの予防接種や授業参観日、学校行事等における有給休暇の取得促進を図る。
  - エ 各課において業務の効率化を図るため、相互応援ができるような体制を整備する。
- ② 連続休暇等の取得の促進
  - ア 子どもの夏休み期間等に合わせ、職員の夏期休暇等を利用した連続休暇の取得促進を図る。
  - イ 週末、祝日等と組み合わせた連続休暇の促進を図る。

- ③ 子どもの看護を行うための特別休暇の取得促進 子どもの看護休暇等の特別休暇について、職員に周知を図り、希望する職員すべてが取得できるような環境を整備する。
- ④ その他  
セクシャルハラスメント防止のための情報提供や意識啓発を行う。

## 2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

- (1) 子育てバリアフリー  
子ども連れが安心して来庁できるように、親切な対応、ソフト面でのバリアフリーの取り組みを推進する。
- (2) 子育てに関する地域貢献活動
  - ① 子どもの体験活動等の支援  
子育てに関する行事等、地域貢献活動に対して職員の積極的な参加を推進する。
  - ② 子どもを交通事故から守る活動の支援  
子どもを交通事故から守るため、交通安全週間等における街頭指導等の地域活動への参加を支援する。
- (3) 子どもと触れ合う機会の充実  
職場内のレクリエーション活動等の場合には、職員の子ども、家族が参加できるように配慮する。

以上のおり「次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、成長できるように」次世代育成支援対策法に基づく特定事業主行動計画を定める。

平成20年3月

今帰仁村長 與那嶺幸人  
今帰仁村議会議長 喜屋武治樹  
今帰仁村教育委員会教育長 田港朝茂